市町村意見照会の結果(その他意見)

該当箇所	意見 (要旨)	県の考え方
1 ページ 脚	「3Rの説明」については、2ペー	3 Rの説明は、資料編の用語解
注	ジの脚注にある方がよいと考える。	説で行うこととします。
5 ページ 脚	「・・・残土条例を制定し、事業	建設発生土等の埋立てによる
注	者に対する適正処理の指導・・・」と	土壌の汚染や災害の発生を未然
	あるが、同項内に「未然に防止」とあ	に防止するため、県では、平成9
	ることから、「制定することで許可制	年に「千葉県土砂等の埋立て等に
	とし」等に文言を修正すべきではない	よる土壌の汚染及び災害の発生
	か。	の防止に関する条例」を制定し、
		土砂等の埋立等を行う事業に対
		し許可制をとるとともに、条例に
		基づき土砂管理台帳の作成・地質
		検査等の報告・標識の掲示等を義
		務付け、事業者に対する適正処理
		の指導を行っているので、文言の
		修正は行わないこととします。
5 ページ 脚	「残土は廃棄物に該当しない」と言	廃棄物処理法第2条第1項にお
注	い切るよりは「該当しないものと	いて「「廃棄物」とは、ごみ、粗
	して扱われている」程度の記述の方が	大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿・・・
	適当ではないか。(廃棄物処理法には	その他の汚物又は不要物」と定義
	土砂が廃棄物に該当しない旨の記述	されているところです。
	は無い。	土砂は、自然のものであり、廃
	また,廃棄物該当性の総合判断は,	棄物処理法における廃棄物に該
	品目毎に永遠に適用されるのではな	当しません。このことは、廃棄物
	く、法の規制の対象となる行為ごと	処理法施行時に「廃棄物の処理及
	に判断するとされている。「行政処分	び清掃に関する法律の施行につ
	の指針について (H17.8.12 付け通	いて (昭和 46 年 10 月 16 日 厚
	知)」等を参照)	生省 環整第43号)」によって通
		知されているところです。
		土砂に廃棄物が混入した場合
		などは個別に判断し廃棄物に該
		当することも考えられますが、個
		別のケースを廃棄物処理計画で
		言及することは適当ではないと
		考えます。

該当箇所	意見 (要旨)	県の考え方
6ページ	ごみ搬出量の推移のグラフについ	原案のままとします。
図 2-1-1	て、グラフの原点がゼロではないた	推移をわかりやすく表現する
	め、数値の減少の割合が正しく表現さ	ために縦軸の範囲を調整してい
	れておらず、見た目で3分の1以下に	ます。
	減少しているような誤解を生じる恐	
	れがある。(その他のグラフについて	
	も同様)	
7ページ	他のグラフに合わせて、縦軸の単位	御意見のとおり修正します。
$\boxtimes 2 - 1 - 3$	は万トンより千トンにした方が見や	
	すいのではないか。	
7ページ	「近年減少幅が縮小」との表現があ	原案のままとします。
【課題】	るが、近年はほぼ横ばいではないか。	平成 23 年を除けば、減少傾向
		は続いていると考えます。
8ページ	「焼却ごみの組成(平成25年度)」	図2-1-5の下に、「出典:
$\boxtimes 2 - 1 - 5$	の結果については、出典又は根拠の説	平成 25 年度清掃事業の現況と実
11 .0 1%	明を記載した方がよいのではないか。	積」と明記しました。 へまが入れないのは、中部の数
11ページ	H17 の合計だけ合わない。	合計が合わないのは、内訳の数
$\boxtimes 2 - 1 - 8$		値について四捨五入しているた
13ページ	「大火ル」した「ロブスの大火ルム	めです。
(意見4件)	「有料化」とは、何ごみの有料化なのかを記載した方がよいのではない	表 2 - 1 - 3 の表題に「(直接 搬入ごみを除く。)」と記載しま
(息兄4件)	か。	「
	//- ₀	9 0
13ページ	H23、H24、H25 の合計が合わない	合計が合わないのは、内訳の数
表 2 - 1 - 2	が四捨五入のためか。他の表も合わな	値について四捨五入しているた
	い箇所があり、27 ページの表2-2	めです。
	-1にだけその説明がある。	目次の下に「※本書中、図や表
		において、四捨五入により合計値
		と内訳の合計の値が一致しない
		場合があります。」と記載を追加
		します。
13ページ	表 2 - 1 - 3 平成 25 年度ごみ処	表2-1-3の原単位の欄を
表 2-1-3	理有料化の状況について、原単位の欄	削除します。
(意見3件)	は必要ないのではないか。	排出原単位の大きい市町村が、
	(理由)	有料化の導入により排出量を抑
	無料の市の原単位が最も小さくな	制しようとしていることを示し
	っており、有料化によるごみの減量効	たかったものですが、御意見のよ
	果が表から読み取れない。	うな捉え方も可能なので、誤解の
	また、有料の区分の中に、原単位の	ないよう原単位の欄を削除しま
	高い市町村と低い市町村が混在して	す
	おり、平均値だけ示すと誤解を招くお	
	それがあるため。	

該当箇所	意見 (要旨)	県の考え方
14ページ	「ごみ処理の効率化」より可能性が	原案のままとします。
【課題】	高い「ごみ量の削減」などの方が良い	県民にごみ排出量の削減をお
	のではないか。	願いするだけでなく、処理の主体
		となる市町村の取組も記載すべ
		きと考えます。
14ページ	「収集回数」より「収集施策」の方	「収集回数の見直し等の施策」
【課題】	が良いのではないか。	を「収集回数など施策の見直し」
		に修正します。
15ページ	県内には 25 施設の最終処分場があ	16 市町の集計根拠を記載しま
【現状】	りますが、最終処分場を有していない	す。
	市町村が平成25年度末で16市町あり	
	<u>ます。また</u> 、 <u>この</u> (加筆) 最終処分場	
	の残余容量は近年減少傾向にありま	
	す。	
17ページ	地域住民の理解のもと、 <u>ごみの減量</u>	原案のままとします。
【課題】	化・資源化と(加筆)ごみ処理施設の	この項では「一般廃棄物処理施
	計画的な整備が必要です。	設等の整備状況」について、現状
		と課題を記載しています。
19ページ	表2-1-7の元となっているア	市町村には、国の災害廃棄物対
表 2-1-7	ンケートにおいて、本市では、災害廃	策指針を踏まえた災害廃棄物処
	棄物処理計画を策定していないもの	理計画の策定が求められている
	の、震災廃棄物処理計画を単独で策定	ため、国の指針を踏まえた計画の
	していることから、「単独計画を策定	策定状況がわかるように表を修
	している」に回答している。本表のみ	正します。なお、震災廃棄物処理
	では、誤認されてしまうおそれがある	計画は、広義の災害廃棄物処理計
	のではないか。	画に含まれます。
20 ページ	「現在、単独浄化槽の設置が禁止さ	「現在、単独処理浄化槽の設置
本文中	れている・・・」とあるが、既設の単	が禁止されている」を、「現在、
	独浄化槽については規制がなく、現在	単独処理浄化槽を新たに設置す
	も使用している方への誤解を防止す	ることが原則禁止されている」に
	る観点から、「平成13年の浄化槽法改	修正します。
	正以降は」等に文言を修正すべきでは	
0.1	ないか。	# 0 1 0 0 T
21ページ	H24 から H25 にかけて、単独処理	表 2 - 1 - 9 の下に、「※平成
表 2 - 1 - 9	浄化槽の設置基数が大幅に減少して	24 年度から 25 年度にかけて単独
	いることについて、理由が読み取れな	処理浄化槽の基数が大幅に減少
	いため、説明書きが必要と考える。	しているのは、台帳情報の精査を
0 × .°	IIO4の集点の人間が入しない。	行ったためです。」と記載します。
25ページ	H24の数字の合計が合わない。	平成24年度の数値の合計が合
$\boxtimes 2 - 2 - 4$		わないのは、グラフに「その他量
		(保管量)」76,401 トンを表示し
		ていないためです。

該当箇所	意見(要旨)	県の考え方
25ページ	動物の死体(100.0%)とあるが、	飼肥料に加工することにより、
本文中	再生利用の具体的な使用方法はどの	再生利用していると聞いていま
	ようなものか。表計算の結果で 100%	す。
	になっているのではないか。	
29 ページ①	不法投棄の原因について、主な原因	不法投棄の原因は様々であり
本文中	はどちらなのか明確に記載すべきで	主たる原因を明確に記述するこ
	は?そして、出来れば対策について	とは難しいと考えています。
	し、具体的な内容を記入していただき	不法投棄に対する対策は 28 ペ
	たい。	ージや展開する施策 58 ページな
		どに記述されているところです。
30ページ②	②の本文中、環境への支障の除去に	30 ページの記述は現行計画に
本文中	ついて、「平成21年度から平成25年	平成 20 年度までの状況が記載さ
(意見3件)	度末までの除去状況は、代執行件数が 2件で約6倍7千万円の弗田がかかり	れているので、それ以降の平成 21 年度から平成 25 年度までの状況
	2件で約6億7千万円の費用がかかり ましたが、 とあるが、表2-2-3	午度から平成 25 千度までの状况 を記述したものです。
	と本文の内容とが、合わないと思うの	30 ページ表 2 - 2 - 3 は過去
	で、表の説明が必要と考える。	全ての累計数値となっています。
		なお、同表には累計である旨記述
		しました。
32ページ(4)	最終処分場が満杯になった場合、別	原案のままとします。
Ì	の最終処分場の建設予定はあるのか	この項では「産業廃棄物処理施
	どうか。	設の整備」について、現状と課題
	また、最終処分場の再活用はどのよ	を記載しています。施設の整備主
	うなものにするのか明記されたい。	体は民間事業者なので予定を記
		載することはできません。
34 ページ	9 市町の各地域における取組が進	家畜排せつ物のメタン発酵、建
本文中	んだとあるが、具体的にはどのように	設発生木材の燃料利用、廃食用油
	進んだのか。利用量においての具体的	からのバイオディーゼル燃料製
	な利用方法とは。	造など、多くの地域で多様なバイ
		オマス利活用施設を設置するこ
		とができました。
		また、表2-2-7の「利用量」
		の具体的な利用方法としては、上記の他のない問
		記の他、家畜排せつ物のたい肥
		化、食品廃棄物の飼料化などがあります。
		ソ み り 。

該当箇所	意見 (要旨)	県の考え方
34 ページ	バイオマスの活用についての記載	バイオディーゼル燃料利用に
	について、本町も平成20年より廃食	ついては、地域の実情に応じた適
	油を原料とした BDF 燃料を製造し、	切な取組が図られるようお願い
	地域の公共交通機関である「いすみ鉄	したい。
	道」等への販売しておりましたが、平	
	成27年度から新車両の導入等により	
	需要がなくなりました。	
	現在は、1農家の農業用機械用に販	
	売をしているのみであり、製造量も極	
	めて少ない状況です。	
	一方で、BDF 製造機器のメンテナ	
	ンス料や製造した製品の分析料等に	
	経費もかかり、公共性・対コスト面か	
	ら著しく不合理であると判断し、平成	
	28 年度をもって本事業より撤退する	
	意向であります。	
	その際には、県をはじめとした諸官	
	庁への報告等を行うこととしており	
	ます。	
35 ページ	「バイオマスの利用量」について、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
表 2 - 2 - 7	具体的に利用方法や利用先を区分す	は、県ホームページに掲載してい
	ることが可能であれば、その内訳を記	る「県バイオマス活用推進計画
	載していただけると分かりやすいと	中間とりまとめ」(平成27年9月)
	考える。	を参照願います。
41 ページ	国は「第3次循環型社会形成推進基	原案のままとします。
	本計画」等において、低炭素社会への	廃棄物の排出抑制及び適正な
	配慮を示しており、本市では、温室効	循環的利用を推進することによ
	果ガス排出量についても計画の数値	り、CO ₂ 排出量の削減に貢献して
	目標としている。県計画の目標値区分	いきたいと考えています。
	にも温室効果ガス排出量を入れるこ	
	とを検討する必要があるのではない	
41 % 310	<i>7</i> 3.	Walling a Harthall In his are
41ページ②	「一人1日当たりの家庭系ごみ排	資料編の用語解説において、
表中(辛見の供)	出量」とは、資源物を除くものである	「家庭系ごみ排出量」の定義を以
(意見2件)	なら、その旨を記載した方がよいので	下のとおり記載します。
	はないか。	「生活系ごみ」から「集団回収
		量」、「資源ごみ」及び「直接搬入 ごれのられ ※ 源しして利用され
		ごみのうち資源として利用される。
		るもの」を除いたもの。

該当箇所	意見 (要旨)	県の考え方
42 ページ 45 ページ I − 1 3 R を推進する県 民運動の展開 ○ 2 Rの取組 強化	一般廃棄物の再生利用率と最終処分量の目標値について、成算が低いと考えられるので、目標を下げた方がいいのではないか。 リサイクルより優先順位が高い2 Rの取組を強化するとあるが、そのことでリサイクルが蔑ろにされてしまうのではないかとの懸念がある。	原案のままとします。 ごみの排出抑制や、資源ごみの 分別排出の取組を一層進めるこ とにより、目標達成は可能と考え ています。 2 Rの取組強化は、排出段階で の取組の促進を目的としており、 決してリサイクルをないがしろ にするものではありません。
46 ページ	ちば食べきりエコスタイルについて、平成 26 年 2 月現在で 207 事業者が登録しているとのことですが、この運動をどのように展開して事業者数を増やすのかを具体的に明記されたい。	現在は、県ホームページで登録を随時募集しているほか、県担当者が事業者に訪問し、登録を促しています。 今後は、市町村担当者にも地元の事業者に訪問していただく、あるいは、市町村から県に事業者情報を提供していただくことで、事業者数を増やすことを考えています。
48ページ I - 2 市町 村と連携した 3 R の推進 主文	「円滑に進むよう、情報提供や助言などを行います。」について事業主体はあくまで市町村だが、「情報発信」や「環境整備に努める」まで踏み込むことはできないか。	原案のままとします。 御意見は今後の参考とさせて いただきます。
49ページ I-2 市町 村と連携進 3Rの推進 ○処理困難物 の適 検討	適正処理の仕組みの検討だけではなく、生産事業者等への要請も行って欲しい。 市町村による処理が困難な廃棄物に関し、小規模の自治体では日頃から頭を悩ませられる課題である。 ついては、題目を「処理困難物の適正処理の検討」から「・・・の推進」とし、具体的な内容として、「処理業者の記述を追加するか、「必要などの記述を追加するか、「必要なりに取り組みます。」へ適正処理の推進に係る内容に踏み込むことはできないか。	原案のままとします。 一般廃棄物の処理は市町村の 責任において行うのが原則ですが、市町村が取り扱いに苦慮している実態を踏まえ、市町村における現状や課題などについて調査・整理した上で、情報共有の仕組みについて検討していきたいと考えています。

該当箇所	意見 (要旨)	県の考え方
50 ページ	今後、地域の課題解消に向けて実行	御意見は、施策を展開する際の
I - 3 「知	できるキーマンの育成を検討してお	参考とさせていただきます。
識から実践」	り、県計画(案)に位置付けている、	
を定着させる	シンポジウムの開催など3Rに関す	
環境学習の推	るコミュニケーションづくりの推進	
進	について、県と連携していきたいと考	
○3 Rの推進	えます。	
に関するコミ		
ュニケーショ		
ンづくり		
52 ページ	エコタウンプラン施設のさらなる	現在の施設状況は県ホームペ
I - 5 循環	活性化を図るとあるが、現在どのよう	ージで公開しています。
産業の活性化	な物があるのか分からないので、現状	今後の展開としては、既存施設の
○エコタウン	と今後の展開を掲げられたい。	さらなる活性化を図るため、必要
プラン施設等		に応じて、再生可能な廃棄物の排
の活性化の促		出元情報をエコタウン事業者に
進		紹介するとともに、リサイクル製
		品利用者に対して情報提供して
		まいります。
52 ページ	千葉県においては、最終処分量に占	原案のままとします。
I - 6 循環	める県外処分の割合が増加している	いただいた御意見も参考に、排
資源等の利用	現状であり、本計画(案)の 12 ペー	出事業者と処理業者とのマッチ
の促進	ジにも「焼却灰の再生利用をさらに進	ングセミナーの開催等、必要な検
	める必要がある」と記載されているこ	討を行いたいと考えています。
	とから、県内における焼却灰の再生利	
	用を進めるための具体的な取組を記	
	載していただきたい。	
	(例)	
	・市町村等に対して、焼却灰の再生利	
	用を推進するために必要な情報の提	
	供を行う	
	・平成 23 年 11 月より操業を停止して	
	いる市原エコセメントの代替となる	
	施設など、焼却灰の再資源化施設を県	
	内に確保、整備することを推進する	
	など	

該当箇所	意見 (要旨)	県の考え方
57ページ	海岸の漂着物処理の現実を見ると	海岸漂着物については、海岸漂
Ⅱ - 6 海岸	海岸所在市が事業主体となって処理	着物処理推進法等関係法令に基
漂着物の処理	をしているのが実態と考える。このた	づき、関係機関と連携・協力し、
の推進	め「補助制度の創設などにより促進」	処理を推進していく必要がある
	とするか、管理者が実際に出来る役割	と考えています。
	を表記し「推進」することについて検	御意見を踏まえ、主文に発生抑
	討の余地があると考える。	制に関する記述を追加します。
	また、海岸漂着物である生活・事業	
	のごみについては発生抑制及び処理	
	について触れているが、流木について	
	は処理のみの記載となっている。海岸	
	漂着物処理推進法に基づく記述であ	
	るならば、流木及び竹の発生抑制につ	
	いて記述を追加していただきたい。	
58ページ	本文中に、対象者の明記がないので	不法投棄の行為者を特定でき
Ⅱ-8 不法	「行為者に対し」等を加えたらどう	ない場合には、土地所有者に指導
投棄廃棄物の	か。さらに「支障の除去等の措置を必	を行うなど、指導の対象者には
適正な管理の	要としない」判断は、環境調査等を実	様々な者が考えられますので、記
確保と支障除	施するのか。	述の修正は行いません。
去対策の実施 ○不法投棄廃		支障の除去等の措置を必要と
乗物の撤去等		するか否かの判断にあたっては、
の指導の徹底		現場の状況を確認し必要に応じ
10万日等の1版区		環境調査等を実施することもあ
		ります。
61 ページ	千葉県の広域化計画は見直すのか。	廃棄物処理の広域化等は、市町
III - 1	実施の方策も見出せない中で言葉だ	村が自らその必要性を判断した
一般廃棄物処	けが生きつづけるのはいかがなもの	うえで、地域の実情に応じて推進
理施設の計画	カゝ。	すべきものであり、県はその際に
的な整備と適		必要な情報提供や助言を行って
正な維持管理		いきます。
〇廃棄物処理		県が平成11年3月に策定した
の広域化、廃棄物の理権部		千葉県ごみ処理広域化計画は、平
棄物処理施設の集約火の保		成 20 年度限りで計画期間が終了していますが、同計画の考え方
の集約化の促進		しくいますが、同計画の考え方 は、市町村が広域化等の施策を推
吃		進する際の参考となるものと考
		進りる院の参考となるものと考 えています。
		んしいまり。

該当箇所	意見(要旨)	県の考え方
63ページ Ⅲ-3 災害 廃棄物の処理 体制の整備 ○市町村災害 廃棄物処理計 厩の第字支援	災害廃棄物処理計画の策定に加え、 各市町村において、災害廃棄物をどの ように処理するのか指針を示した災 害廃棄物処理マニュアルの策定支援 についても言及すべきではないか。	原案のままとします。 なお、県では、平成25年3月 に「千葉県市町村災害廃棄物処理 マニュアル策定ガイドライン」を 策定し、市町村における「災害廃 棄物処理マニュアル」の策定支援
画の策定支援 その他 不法投棄対策	不法投棄対策の内、産業廃棄物(県が包括的責任を負うもの)や県の管理地に投棄された廃棄物に関して、管理者等としての対応が担保されていない事例が発生している。このことから、不法投棄に対して適正な対応を図る旨謳うのは当然のことながら、その裏付けとして不法投棄対策及び処分費等にかかる予算措置を確実に行っていただきたい。 (実態として、県管理地(または産業を変数)でなるでは、まずが開せる。	を行っているところです。 土地の適正な管理については、 管理者の責任として行うもので あると考えます。 なお、不法投棄の防止対策等に ついては、県と市町村等が連携し て取り組むこととしているところです。
	廃棄物)であっても、市が処理するケ ースが多い。)	